平成２４年（フ）第２４号
鹿児島県姶良市池島町18番地６　セジュール本田101号
債務者　長島三枝子（旧姓眞銅）
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
京都府宇治市槇島町大幡27番地の２
債務者　大倉　宏美（旧姓鳴海）
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
京都市伏見区竹田東小屋ノ内町17番地１　アビタシオングラート101
債務者　早川建設こと　早川　克己
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４５号
宮崎県日向市大字財光寺3612番地４　三ツ枝団地59―６棟604号
債務者　細川　伸子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第４８号
宮崎県日向市大字富高171番地
債務者　村田　寛子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第４９号
宮崎県延岡市鯛名町422番地35
債務者　木本　弘文
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第９号
石川県輪島市河井町２部250番地２
債務者　山下　光子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第１０９０号
大阪市東住吉区駒川１丁目11番15号大伸ビル506号、住民票上の住所大阪市東住吉区住道矢田２丁目５番９号
債務者　三宅　広美
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１７１号
大阪市北区池田町７番15号　三和ハイツ203号室
債務者　石川　武昭
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２９８号
大阪市此花区伝法６丁目２番２―1307号
債務者　髙階　美幸
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３８５号
大阪府東大阪市吉田３丁目４番39号
債務者　岡村鋼商店こと　岡村　正明
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５９８号
大阪府東大阪市中石切町２丁目８番28号
債務者　長曽根利一
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６１３号
大阪府豊能郡豊能町ときわ台６丁目６番地の５
債務者　瀬川　　彩
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６３２号
大阪府寝屋川市美井町15番15号
債務者　國井　昌江
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６５５号
大阪府茨木市新郡山１丁目22番505号
債務者　前田るり子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７３８号
大阪市西淀川区野里２丁目８番18号
債務者　鈴木　幸太
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７４２号
大阪府大阪市都島区網島町11番17号
債務者　吉田精一郎
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７４４号
大阪市鶴見区浜４丁目15番５―102号
債務者　佐々木明子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部